

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月25日
【会社名】	株式会社ケーズホールディングス
【英訳名】	K'S HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠藤 裕之
【本店の所在の場所】	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
【電話番号】	029-224-9600（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室部長 高塚 祐二
【最寄りの連絡場所】	茨城県水戸市桜川一丁目1番1号
【電話番号】	029-226-2794
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室部長 高塚 祐二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 73,119,600円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 73,136,700円

(注) 1 本募集は平成27年6月25日開催の当社取締役会の決議に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行するものである。

2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額である。

3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

4 本募集は同日付で有価証券届出書（新株予約権証券の募集（その他の者に対する割当））を提出していることから、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第5号の規定により本有価証券届出書を提出するものである。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	171個（新株予約権1個につき100株） （注） 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数（以下「割当新株予約権数」という。）が減少することがある。
発行価額の総額	73,119,600円 （注） 平成27年6月11日の時価を基礎として算出された見込額である。
発行価格	<p>新株予約権1個と引換えに払い込む金額（以下「払込金額」という。）は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は四捨五入）とする。</p> <p>なお、払込金額の払込みの方法は、子会社が、当該払込金額に付与される新株予約権の個数を乗じた額に相当する額の金銭報酬を新株予約権者となる子会社の取締役（退任した者を含む。）に対して支払う債務を負担し、当社が子会社から当該金銭報酬支払債務を引き受けることとした上で、新株予約権を付与される子会社の取締役（退任した者を含む。）が払込金額の払込みに代えて、当社に対する上記金銭報酬債権をもって相殺する方法とする。</p> $C = Se^{-qt} N(d) - Xe^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{T})$ <p>ここで</p> $d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$ <p>1株当たりのオプション価格（C）</p> <p>株価（S）：平成27年6月25日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）</p> <p>行使価格（X）：（募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの、新株予約権の行使時に払込むべき金額：1円）</p> <p>予想残存期間（T）：3年</p> <p>株価変動性（σ）：3年（平成24年7月13日から平成27年7月12日まで）の各取引日における当社の普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率</p> <p>無リスクの利率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率</p> <p>配当利回り（q）：1株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金）÷上記に定める株価</p> <p>標準正規分布の累積分布関数（$N(\cdot)$）</p> <p>（注） 平成27年7月13日に決定する予定である。</p>
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年7月13日（月）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社ケースホールディングス 人事部
払込期日	平成27年7月13日（月）
割当日	平成27年7月13日（月）
払込取扱場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 本店

- (注) 1 本新株予約権は、平成27年6月25日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。
- 2 申込みの方法
申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うものとする。
- 3 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社の取締役、当社の連結子会社である株式会社ギガス、株式会社関西ケースデンキ、株式会社ビッグ・エス、株式会社北越ケース、株式会社九州ケースデンキ、株式会社デンコードー及び株式会社ケースモバイルシステムの取締役に対して割り当てられる。
- 4 割当対象者の人数および割当新株予約権数
本新株予約権の割当ての対象となる者の人数および割当新株予約権数は以下のとおりである。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

対象者	人数	新株予約権の個数	新株予約権の目的となる株式の数
当社の取締役	18名	108個	10,800株
株式会社ギガスの取締役	5名	19個	1,900株
株式会社関西ケースデンキの取締役	3名	8個	800株
株式会社ビッグ・エスの取締役	3名	5個	500株
株式会社北越ケースの取締役	2名	4個	400株
株式会社九州ケースデンキの取締役	2名	5個	500株
株式会社デンコードーの取締役	6名	21個	2,100株
株式会社ケースモバイルシステムの取締役	1名	1個	100株
合計	40名	171個	17,100株

- (注) 当社の取締役に対しては、平成26年6月26日開催の当社第34回定時株主総会で、毎年定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は800個を上限とする旨が定められている。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (新株予約権の名称：株式会社ケーズホールディングス 2015年度第2回新株予約権(株式報酬型)) 完全議決権株式であり、権利内容は、何ら限定のない当社において標準となる株式である。 単元株式数は100株。
新株予約権の目的となる株式の数	1 新株予約権の目的となる株式の総数は17,100株とする。 2 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。 ただし、付与株式数は(注)1の定めにより調整されるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金73,136,700円 発行価額の総額は本有価証券届出書提出時の見込額であります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に各新株予約権の発行価格を加えた額を、付与株式数で除した額とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年7月14日から平成27年7月13日まで ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ケーズホールディングス 人事部 2 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、それぞれの会社において取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、相続により新株予約権を承継した新株予約権者については、この限りでない。 2 新株予約権者は、当社または子会社の取締役それぞれの地位に基づき割当てを受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	下記、又はの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の行使条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の取得条項 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
---------------------------------	---

(注) 1 当社が株式分割、株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は新株予約権のうち当該時点で権利行使をしていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができる。

2 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとする。
- (2) 前記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

- 3 新株予約権行使の効力の発生
新株予約権行使の効力は、行使請求の受付場所において、受領された「新株予約権行使請求書」が本新株予約権の行使に際する払込取扱場所に到着し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。
- 4 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
73,136,700円(注)1、3	1,000,000円(注)2	72,136,700円(注)3

- (注)1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額である。ただし、上記金額は本有価証券届出書提出時の見込額である。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。
- 3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額並びに差引手取概算額は減少する。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、当社及び当社子会社の取締役に対して当社グループの中長期的な業績及び企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的に、ストックオプションとして新株予約権を付与するものであり、資金調達を主たる目的とはしていない。

なお、新株予約権の割当てに際し、当社及び当社子会社はそれぞれの取締役に対し、割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額(新株予約権1個当たりの払込金額に、割当てを受ける新株予約権の個数を乗じたもの)に相当する金銭報酬を支給することとし、当該金銭報酬支払債務と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第35期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) 平成27年6月25日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成27年6月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月25日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」については、有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ケースホールディングス 本社
(茨城県水戸市桜川一丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。